

令和7年3月28日
沖縄県防災会議

沖縄県地域防災計画修正概要

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の定めるところにより、沖縄県地域防災計画に検討を加え、次のとおり修正する。

第1 組織計画の修正

実際の体制及び運用を明示するため、これまでの災害対策準備体制を災害情報連絡室の設置に改めること。

（第2編第1章第1節及び第3編第1章第1節関係）

第2 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正

令和6年8月及び本年1月の南海トラフ地震臨時情報の発表と講じられた防災行動を踏まえ、同情報の種別に応じて、それぞれ災害対策本部、災害警戒本部又は災害情報連絡室を設置することを定めること。

（第2編第3章第3節関係）

第3 防災行動計画（タイムライン）の作成

県及び市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成し、及び災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めることを定めること。

（第1編第3章第4節第1款関係）

第4 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

1 受援体制の強化

派遣職員の資機材・装備品の充実、宿泊場所として活用可能な施設等の一覧を作成するよう努めることを定めること。

（第1編第3章第4節第2款関係）

2 避難所運営及び避難者等への支援

(1) パーティション、段ボールベッド等の避難所解説当初からの設置、避難所における生活用水の確保、より快適なトイレの設置への配慮、高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化、保健医療福祉に係る支援者の明確化等を定めること。

(2) 自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施、在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置、被災者支援に係る情

報の提供など、避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援を定めること。

- (3) 避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進等を定めること。

(第1編第3章第4節第3款及び第2編第1章第8節等関係)

3 物資調達・輸送

運送事業者等との連携による物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保を定めること。(第2編第1章第14節関係)

第5 関連施策を踏まえた修正

- 1 災害支援ナース等の充実・強化を定めること。

(第1編第3章第4節第3款等関係)

- 2 災害中間支援組織の育成・強化、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備など多様な主体と連携した被災者支援の実施を定めること。(第1編第3章第4節第5款及び第2編第2章第2節関係)

- 3 通信障害発生時の周知広報、障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進など県民への情報伝達を定めること。(第2編第1章第32節第6款関係)

- 4 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用を定めること。(第2編第1章第23節関係)

第6 所要の修正

- 1 その他所要の修正をすること。

第7 修正期日及び検討

- 1 修正期日

沖縄県地域防災計画は、令和7年3月28日に修正する。

- 2 検討

沖縄県防災会議は、沖縄県地域防災計画に定める全ての事項について、これまでの災害応急対策等の状況と諸課題を踏まえつつ、沖縄県の防災力の更なる強化の観点から検討を加え、その結果に基づいて速やかに修正する。